育友会 · 部活動後援会総会

令和5年4月22日(土)

熊本県立天草工業高校育友会

日 程

授業参観 (第1時限) ・・・ 8:55 ~ 9:45 (各教室)

学級懇談会 ・・・ 9:55 ~ 10:35 (各教室)

総 会 受 付(体育館入口) ・・・ 10:35 ~ 10:50 (体育館)

総 会(体育館) ・・・ 10:50 ~ 12:10 (体育館)

諸連絡 ・・・ 12:10 ~ 12:40 (体育館)

連絡

教務部、進路指導部、生徒指導部、情報教育推進、奨学金、事務部、総務部 (移動 15分)

寮生保護者会 ・・・ 12:55 ~

(視聴覚室:電気科棟2階)

育友会学級委員会・・・・ 12:55 ~

同時進行

(会議室: 教室棟2階)

単車通学生三者面談 ・・・ 12:55 ~ (柔道場)

学級懇談会内容及び場所

学 年	内容	学級懇談会場所
1 年 生	担任挨拶·学級委員選出、挨拶	本館3階 各教室
2 年 生	" 学級委員紹介、挨拶	本館2階 各教室
3 年 生	11 11	本館1階 各教室

総会次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事
 - (1) 令和4年度事業報告
 - (2) 令和4年度育友会費、部活動後援会費決算等報告
 - (3) 令和4年度育友会費、部活動後援会費監査等報告
 - (4)質 疑•承 認
 - (5) 令和5年度育友会役員選出 新役員挨拶 感謝状贈呈・旧役員挨拶
 - (6) 令和5年度事業計画(案) について
 - (7) 令和5年度育友会費、部活動後援会費予算について
 - (8) その他
 - (9)質 疑•承 認
 - 6 議長解任
 - 7 閉 会

2 学校の教育目標

(1) スクール・ミッション及びスクール・ポリシー

ア スクール・ミッション

校訓「温厚」「誠実」「勤勉」のもと、天草地域にある工業系学科の高校として、新たな社会 Society5.0*に対応できる専門知識や技術をもち、産業界に貢献できる技術者を育成します。 また、コミュニケーションスキル等の向上を図り、地域の魅力ある資源を理解し、地域コミュニティを担う人材を育成します。

そのため、実践的・体験的な教育活動を通して、学科横断的な学びを実現し、専門性を深く 学ぶことで、工業の基礎的な知識はもとより、高度な専門的知識・技術を習得できる教育を目 指します。

今後は、最先端産業教育設備を活用するとともに、ICT活用能力を高め、産業界のリーダーとして時代の変化に柔軟に対応できる工業技術者の育成を強化します。また、地元自治体や企業、大学等との連携・協働を進め、より専門性の高い授業や課題研究に取り組み、キャリア教育の充実を図ります。

※「Society 5.0」とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。

イ スクール・ポリシー

- (ア) グラデュエーション・ポリシー
 - a 高い専門的技能や技術をもち産業界のリーダーとなる工業技術者を育成します。
 - b 探究心をもって、たゆまぬ努力と挑戦を続ける生徒を育成します。
 - c 天草地域の課題解決に貢献できる地方創生を実践する人材を育成します。
 - d 機械の知識を身に付け、様々な資格や検定に挑戦する生徒を育成します。機械科
 - e 電気の専門的知識・技術を習得し、未来の電気技術者を育成します。 電気科
 - f 土木の分野を知り専門性を高め、暮らしを支える土木技術者を育成します。 土木科
 - g 高い情報モラルと高度な実践的能力を身に付けた人材を育成します。 情報技術科

(イ) カリキュラム・ポリシー

- a 最先端産業教育設備を活用した専門性の高い授業により、深い学びを実現します。
- b 各種コンテスト出場など、外部機関と連携した実践的・体験的な学びを展開します。
- c 機械を用いた実践的な実習や、専門的知識を分かりやすく伝える授業を展開します。機械科
- d 電気を"作る・送る・届ける・使う"ことを学ぶとともに、技術者倫理を養います。 電気科
- e 見学会や体験型実習などを通した学習をもとに、専門的知識を高めます。 E 木科
- f ICT機器を活用し、情報活用能力を高める学びを実現します。 情報技術科

(ウ) アドミッション・ポリシー

- a 本校の専門学科によるものづくりに興味と関心がある生徒を募集します。
- b 規範意識が身に付いていて、本校の教育活動に意欲的に取り組む意志のある生徒を募集 します。
- c 将来の進路(進学・公務員・企業等)に対する目的意識がはっきりしている生徒を募集 します。
- d 郷土愛をもち、将来的に天草地域を維持発展させたいという意志のある生徒を募集します。

(2) 学校の教育目標

ア 教育目標

本校校訓「温厚・誠実・勤勉」に則り、心豊かで礼節を身に付け、志高く自主自律の精神で活力に溢れ、将来社会に貢献できる有為な人材となることを目標に生徒を育成する。

"Discover Your Next Level" ~もう一歩踏み出す~

昨日の自分を超えるために、もう一歩踏み出す。その積み重ねが夢を叶える。

イ 教育方針

- (ア) 人権尊重の精神の基に、全教育活動をとおして心の教育に努める。
- (イ)教育の根幹に人権教育を据え、生徒に寄り添い、個に応じた教育に努める。
- (ウ) 相手の立場や気持ちを推測・理解・尊重する力を身に付けさせるよう努める。
- (エ) 状況に応じ自らの役割を考え、積極的に行動できる力を身に付けさせるよう努める。
- (オ) 自ら学び、考え、主体的に判断し、課題を解決できる「生きる力」の育成に努める。
- (カ)郷土に誇りを持ち、自己実現を図るために必要な更なる学力の向上に努める。
- (キ) 専門的知識や技術を習得し、新たな時代に活躍、貢献できる技術者の育成に努める。
- (ク) 技術革新、情報化及びグローバル化に対応できる能力の育成に努める。
- (ケ) 文化及び体育部活動の振興とともに健康及び安全教育の充実に努める。
- (コ) 地域の信頼と期待に応える開かれた学校づくりの推進に努める。

ウ 本年度指導の重点目標

- (ア) 社会に適用する人間力を持った人材の育成
 - a 凡事徹底により基本的生活習慣の確立を図り、社会人基礎力を育成する。
 - b いじめを許さず、自他の命を大切にする人権教育や道徳教育をとおして、規範意 識や社会性の高揚に努める。
 - c 感謝と思いやりの心を持ち、協働できるコミュニケーション能力を育成する。
 - d キャリア教育を推進し、望ましい勤労観や職業観を育成する。地域や企業との連携を図り、自己理解を深め、社会の一員としての自覚と責任感を養う。
- (イ)確かな学力の向上と生徒の希望進路の実現
 - a 基礎的・基本的な確かな学力の定着と、目標達成に向けた学力の向上を図る。
 - b 特色を生かした専門教育を展開し、スペシャリストとなる基礎の確立に努める。
 - c 進路意識を高めると共に、主体的に自己実現を目指す態度を育てる。
- (ウ) 部活動の積極的推進、心身の健全育成
 - a 体力・競技力の向上を目指し、体育・スポーツを積極的に推進する。
 - b 部活動・生徒会活動の活性化を図り、豊かな人間性や社会性を育てる。
 - c 健康、安全、仲間を大切にする心を育て、自己管理ができる力を養う。
 - d 文武両道を推進し、バランスのとれた知・徳・体を育成する。
- (エ) 地域に信頼される学校づくり
 - a 広報活動を積極的に行い、地域と連携し開かれた学校づくりの推進に努める。
 - b 環境教育、情報モラル教育の推進に努める。
 - c 防災教育の充実と地域と連携した組織づくりに努める。

熊本県立天草工業高等学校育友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は熊本県立天草工業高等学校育友会と称する。
- 第2条 本会の事務所を熊本県立天草工業高等学校内におく。
- 第3条 本会は学校と家庭との連絡を図りその教育活動に協力することを目的とする。 但し、学校行事並びに学校基本方針を左右するようなことは行わない。

第2章 組 織

第4条 本会は生徒の保護者と本校職員をもって組織する。

第3章 事業

- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1 学校の教育活動への協力
 - 2 教育的環境の整備
 - 3 家庭、学校及び社会における本校生徒の福祉増進
 - 4 謝恩、表彰、慶弔、慰問
 - 5 その他本会の目的に必要な事項

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名 副 会 長 3名

常任委員 若干名 監査委員 2名

幹 事 若干名

- 第7条 本会の役員選任は次の方法による。
 - 1 会長、副会長、常任委員、監査委員は役員会における選出・仮承認を経て、総会において承認する。
 - 2 本会に各種委員会を設け、それぞれ委員長及び副委員長をおく。 委員長及び副委員長は常任委員をもってあてる。
 - 3 幹事は会長が本校職員に委嘱する。
- 第8条 本会に顧問をおく、顧問は会長の委嘱による。1名は学校長とする。 顧問は会長の諮問に応える。
- 第9条 本会役員の任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第10条 本会の役員の任務を次のように定める。
 - 1 会長は会務を統括し本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその会務を代行する。
 - 3 常任委員は本会に関する重要事項を評議する。
 - 4 監査委員は会計所管の帳簿、書類、物品等を監査しその結果を総会において報告する。
 - 5 幹事は本会に関する庶務及び会計を掌る。
 - 6 3月2日以降に会長代行をおくことができる、会長代行は本部役員が選出する、ただし 任期は次年度育友会総会までとする。

第5章 会 議

- 第11条 本会の会議は総会、役員会とする。総会は会の最高決議機関であり定期総会、臨時総会と 分ける。
 - 1 総 会

定期総会は毎年4月又は5月にこれを開く。臨時総会は必要に応じてその都度開き次の 事項を決める。

- (1)役員の承認
- (2) 会則改正
- (3) 予算決算の承認
- (4) その他第5条の事業に関すること。
- 2 役員会

役員全員で構成し次の事項を審議し総会に報告する。

- (1) 年間事業計画
- (2)役員の選出、仮承認
- (3) 予算、決算について
- (4) その他本会の事業全般について
- 第12条 会議の議決は総て出席者の過半数の賛成による。

第6章 会計

- 第13条 本会の会費は総会において決定する。
- 第14条 本会の予算及び決算は役員会の議決を経て総会にはかり承認を求める。
- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第16条 本会の予算執行については学校長に委任する。
- 第17条 補正予算については役員会の承認を得て、事後総会に報告する。
- 第18条 本会の会計処理のため、事務職員を置く。事務職員は、育友会雇用の職員とする。

附則

- (1) 会計事務執行にあたっては熊本県会計規則に準じて適正な執行を行うこと。
- (2) 本会則は平成9年5月27日から施行する。
- (3) 平成21年4月26日一部改正
- (4) 平成25年4月21日一部改正
- (5) 令和 3年6月 4日一部改正

※幹事は 教頭・事務長及び育友会担当職員

熊本県立天草工業高等学校部活動後援会会則

第1条 (名 称)

本会は熊本県立天草工業高等学校部活動後援会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は熊本県立天草工業高等学校(以下「天工」という)におく。

第3条 (目 的)

本会は天工部活動を強化するために必要な援助を行ない、体位の向上、スポーツの振興と豊かな人間性をつくることを目的とする。

第4条 (組織及び役員)

本会は第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。但し、会員は一般会員と特別会員とし、一般会員は保護者、特別会員は保護者以外の者及び卒業生とする。

本会には次の役員をおく。

会長1名副会長3名監查委員2名理事若干名幹事2名

第5条 (役員選出)

- 1 会長、副会長、監査委員は理事会によって選任する。
- 2 理事は天工育友会役員及び特別会員より選任する。
- 3 幹事は会長が理事会の承認を得て本校職員に委嘱する。
- 第6条 本会に顧問をおく、顧問は会長が委嘱する。1名は学校長とする。 顧問は会長の諮問に応える。

第7条 (総会及び理事会)

- 1 総会は毎年1回会長が召集する。また必要があれば会長は理事会の議を経て臨時に総会を召集することができる。
- 2 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
- 3 理事会は本会の運営にあたる。
- 4 理事会をもって総会にかえることができる。
- 5 会則の改廃は理事会にはかり総会の審議を経て決議する。
- 第8条 (役員の任務及び任期)役員の任務は次のとおりとする。
 - 1 会長は会務を統括し本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 - 3 監査委員は本会の会計を監査し、理事会および総会に報告する。
 - 4 理事は本会の運営について審議する。
 - 5 幹事は本会の庶務及び会計を掌る。

役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 (会計及び会費)

- 1 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 会費は総会において決定する。
- 第10条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 本会の予算執行については、学校長に委任する。

附則

- (1) 本会則は昭和61年4月1日より施行する。
- (2) 平成21年4月26日一部改正

生徒会部活動旅費規程

第1条 (目的)

本規定は各部が対外試合に参加する場合の旅費の補助について定めたものである。

第2条 (旅費請求の範囲)

第1項 旅費請求ができる対外試合は、原則として高体連が指示する高体連主催試合と同共催試合とし、試合参加 4回を持って旅費請求回数の上限とする。

第2項 第2条第1項の試合については規定人数分の旅費を請求できる。

第3項 第2条第1項の4回の試合のうち1回だけは他の試合と振り替えて参加し、旅費を請求することができる。

第4項 旅費請求人数は試合の登録人数とし、各部毎の下記の通りとする。

旅費

生徒交通 4, 300円+ 宿泊 5, 000円 合計 9, 300円

- ☆ 規定数4回(年)高野連は4回まで。高文連3回
- ☆ 勝ち抜いた場合(県外試合)は別途後援会より支給する。

各部規定数及び引率人員

A REPOSE SECTION OF THE POSE					
野 球 部	20人	ボクシング部	10人	芸術倶楽部	人
陸上部	17人	女子バスケ部	13人	吹奏楽部	人
ソ フ ト ボール部	17+1人	バトミントン部	16人	電子工作部	人
ハ ン ドボール 部	16人	水 泳 部	9人	機械倶楽部	人
ソフトテニス部	12人	弓 道 部	12人	建設俱楽部	人
サッカー部	20人	卓 球 部	8人	食物同好会	人
バ レ ー ボール部	13人			インターアクトクラブ	人
男子バスケ部	13人			情報技術俱楽部	人

この規定外の重要事項については必要に応じて顧問会を開き校長が決定する。

1 高体連、高野連、高文連主催あるいは共催の県大会出場及び九州大会、全国大会の県予選に於いて、優勝または前記大会で出場資格(推薦を除く)を得た場合、エントリー選手に下記の旅費を支給する。

イ 県大会

- (1) 旅費 県内一律4,300円とする。
- (2) 宿泊費 1泊当たり5,000円を上限として支給する。

口 九州、全国大会

- (1) 旅費 鉄道賃実費(学割)、急行又は特急料金(九州内は指定割引)寝台料金(九州以外)、沖縄大会 については大会規則による旅費とする。
- (2) 宿泊費 大会要項に規定された旅金
- (3) 雑費 到着日から出発日まで1日当たり500円の日数
- (4) 弁当代 補助600円×日数、但し、出発日の弁当は自弁とする。
- (5) 参加料 九州大会以上の参加料
- (6) 出発日 九州は大会前日から、九州以外(沖縄を含む)は前々日から出発
- (7) 帰 途 九州大会は、試合終了日、全国大会は試合終了日の翌日を原則とする。

ハ 県大会の計算基礎

- (1) 高体連関係は出場回数4回まで支給する。
- (2) 高文連関係は出場回数3回まで支給する。
- (3) エントリー数に満たない部の出場は満たない数とし、出場回数は上記による回数とする。

部活動遠征費 (公式大会旅費)

公共交通機関

日帰り

交通費 4.300円 × エントリー数

宿泊

交通費 4,300円 + 宿泊費 1泊 5,000円 = 9,300円 × エントリー数

育友会マイクロバス使用

日帰り

運転手謝礼代 10,000円

バス使用料 マイクロ 4,000円(支給後、使用料として4,000円もらう)

中型 7,000円(支給後、使用料として7,000円もらう)

ガソリン代 実費 (後日領収書をもらってから支給)

宿泊

宿泊費 1泊 5,000円 × エントリー数

運転手謝礼代 1泊 20,000円 (1日10,000円×2日分)

運転手宿泊代 6,000円

バス使用料 マイクロ 8,000円(1日4,000円×2日分)

中型 14,000円(1日7,000円×2日分)

ガソリン代 実費

※マイクロバス使用料として8,000円(1日 4,000円 × 2日分)をもらう

※中型バス使用料として14,000円(1日7,000円×2日分)をもらう

バス使用料

	1日分使用料	(天草管内)	【中日】
中 型	7,000円	(3, 500円)	【3, 500円】
マイクロ	4, 000円	(2,000円)	【2,000円】

※3日以上でバス使用を連続使用し中日等でバスの移動が少なかった場合 中型(中日)3,500円 マイクロ (中日) 2,000円

旅費支出

1 生徒旅費

- ・生徒旅費が必要なときは黄色の参加伺い提出する。
- ・生徒旅費は、学校体育で認められた試合を年間4回とする。
- 移動方法は、公共交通機関か、育友会バス、又は、貸切りバスとする。
- (引率を伴うため自家用車は認められない、ただし、やむを得ない理由がある場合は事務長又は教頭の 許可を受けて各部1台は認めるものとする。)
- ・旅費額は、別紙参照の上、不明な点は事務長又は体育科、育友会担当者に相談してください。
- 人数については、別紙のとおり各部定められた人数を上限として、エントリー数とする。

(エントリー数は、試合の登録メンバー(補欠を含む)とする、マネージャーは含まない。)

2参加料

- ・原則として参加料は、旅費同様年間4回を支出する。
- ・原則、旅費を支出した大会の参加料を支出する。
- (旅費と別大会の参加料を支出したい場合には、育友会担当者に相談をお願いします。)
- 金額は、500円のエントリー数とする。

3 引率者旅費(出張旅費)

・学校体育で認められた、年間4回を出張として旅費を支出する。

☆特記事項

- ・同じ冠大会であっても週を変えてある、団体・個人大会はどちらかとする。
- →大会競技の要項による。
- ・但し、勝ち進んだ場合は、同じ大会であれば個人戦・団体戦問わず引続き勝ち残り1回として見る。
- ・勝ち残った大会で、冠が変わった場合は別々の大会とみなす。